

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例について

平成29年1月18,19日

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に係る事業者向け説明会



徳島県 県民環境部 環境首都課

1

背景

■ 地球環境の異変

- ・ 世界の年平均気温は2014年から、**3年連続で過去最高を更新**
- ・ 全大気月平均CO₂濃度が400ppm超過

■ 国際社会の動向

- ・ 2015年「COP21」でパリ協定の採択
「今世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロに」
→**11月4日に発効**

■ 日本国内の動向

- ・ 2015年 温室効果ガス排出量の削減目標
「2030年度に2013年度比で▲26%」（約束草案）
- ・ 2015年 **「適応計画」の策定**
- ・ 2016年 **「地球温暖化対策計画」の策定**

「気候変動問題」は、待ったなし！

徳島県のこれまでの主な取り組み

- 1999年 「徳島県環境基本条例」制定
- 2004年 「徳島県環境基本計画」「環境首都とくしま憲章」策定
- 2005年 「とくしま地球環境ビジョン」策定
- 2008年 「徳島県地球温暖化対策推進条例」制定**
- 2011年 「徳島県地球温暖化対策推進計画」策定
- 2013年 「第2次徳島県環境基本計画」策定
- 2015年 「環境首都とくしま未来創造憲章」策定
- 同年 「徳島県水素グリッド構想」策定
- 同年 「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」策定
- 2016年 「環境首都課気候変動対策担当」設置

3

“脱炭素社会の実現へ” 気候変動対策の「3本の矢」

【1】徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

愛称“すだちくん未来の地球条例”だよ！

- ・平成28年9月議会可決
- ・平成29年1月1日施行

緩和策

(温室効果ガスの排出抑制等)

両輪

適応策

(気候変動の影響に適切に対応)

【2】徳島県地球温暖化対策推進計画

- ・新たな削減目標の追加
- ・平成28年12月に設定

【3】徳島県気候変動適応戦略

- ・平成28年10月策定

4

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

～ 低炭素社会から「脱炭素社会」へ、新たな羅針盤 ～

新条例のポイント

- 「脱炭素社会」「気候変動」を条例に規定
- 「自然エネルギー」「水素エネルギー」の最大限導入
- 脱炭素社会の実現に向け、「緩和策」と「適応策」を両輪とした気候変動対策の展開

水素エネルギーを
条例に規定

FCVの普及拡大



適応策の基本方針を
条例に位置づけ

5

前文

(抜粋)

本県においては、地域資源、潜在力を最大限に活用するとともに、あらゆる主体が推進役となり、脱炭素社会の実現へ、環境首都としての**進取の気概**を持ち、本県こそがこの危機を救うべく、**地球規模での気候変動対策を牽引**することを**強く決意**して、条例を制定する。

条例の構成

- 第1章 総 則
- 第2章 気候変動対策に関する**基本方針**等
- 第3章 気候変動の**緩和**に係る対策
 - 1 県民生活に係る対策
 - 2 再生可能エネルギー等に係る対策
 - 3 森林等による吸収作用の保全等に係る対策
 - 4 フロン類の排出の抑制等に係る対策
- 第4章 気候変動への**適応**に係る対策
 - 1 気候変動への適応に関する基本的施策
 - 2 県民等の理解の促進等及び調査研究
- 第5章 **環境教育**等の推進
- 第6章 **先導的な技術**の活用及び**先駆的な取組**の実施等
- 第7章 雑則
- 第8章 罰則

6

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

～ 低炭素社会から「脱炭素社会」へ、新たな羅針盤 ～

第1章 総則 ～基本理念・基本方針～

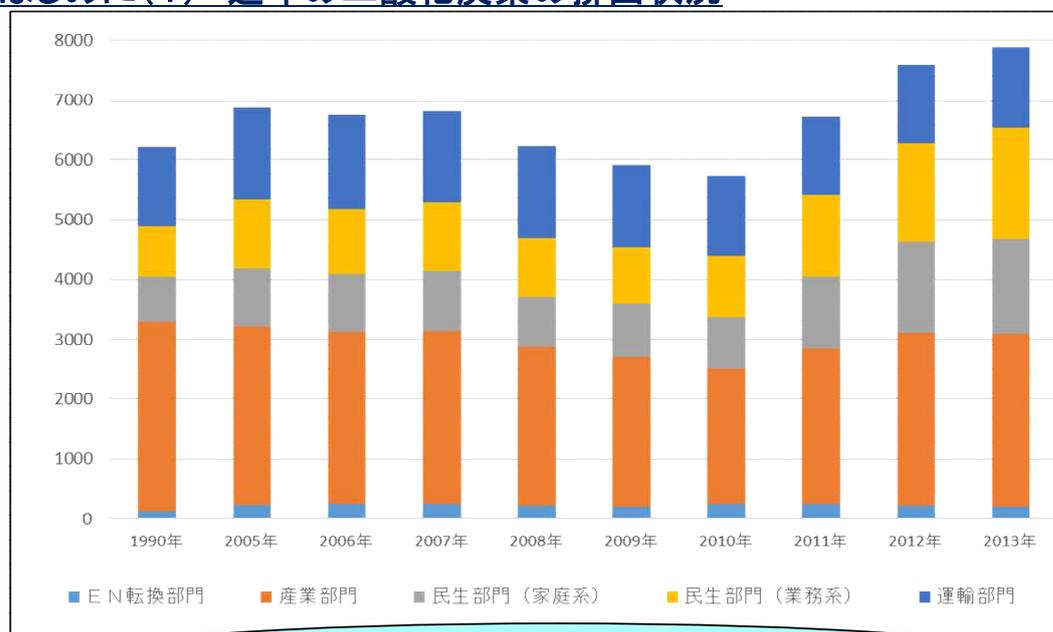
- 「**県民総活躍**」による普及啓発
→ 県民、事業者が主役となる「**県民総活躍**」により、
県を挙げて、脱炭素社会の実現に向けた**社会的気運の醸成**
- 本県の**地域資源を最大限活用**し、**地域課題の解決に貢献**
→ 自然エネルギーや森林資源など、本県ならではの多様な地域資源
を積極的に活用するとともに、対策を通じ、地域課題の解決に貢献
- あらゆる政策へ**気候変動の視点**を組み込み
→ 気候変動の影響を受ける施策及び影響を及ぼす施策について、
緩和及び適応について配慮

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策 ～第1節 県民生活に係る対策～

はじめに(1) 近年の二酸化炭素の排出状況

(単位：千t-CO₂)



民生（家庭・業務）部門の対策が急務！

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

～ 低炭素社会から「脱炭素社会」へ、新たな羅針盤 ～

はじめに(2) 2030年度温室効果ガス削減目標

国	徳島県
2013年度比 ▲26.0%	2013年度比 ▲40.0%
〔排出抑制 約▲23.4%〕	〔排出抑制 約▲26.4%〕
〔吸収量 約▲ 2.6%〕	〔吸収量 約▲13.6%〕

※ 本県の「削減努力」

「民生部門」の対策強化を中心に、国より踏み込んだ対策を上乗せ

- ⇒ ・家庭、事業所における省エネ行動の推進
- ・住宅、建築物の省エネ対策の促進
- ・太陽光発電の導入促進 等

※ 本県の「吸収努力」

間伐等によって整備された面積(森林経営面積)の拡大

- ⇒ ・人工造林、間伐等の森林整備・保全の推進

9

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策 ～第1節 県民生活に係る対策～

1 事業活動に係る配慮

■ 脱炭素社会の実現へ「意識の改革」

- ⇒ 「エシカル消費」「所有からシェアへ」など、
新たな価値観の共有により、自らの環境意識を改善

徳島夏・冬エコスタイル



■ 「脱炭素型のビジネススタイル」への転換

- ⇒ ・事業活動に係るエネルギー使用量、温室効果ガス排出量の把握
- ・徹底した省エネ・エネルギーの効率的な利用の推進



～ポイント～

事業規模に関わらず、
温室効果ガス排出削減計画書・報告書を
提出していただくよう、制度を拡大

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策 ～第1節 県民生活に係る対策～

1 事業活動に係る配慮

■ 製造等における温室効果ガスの排出抑制

- ⇒ ・ 原材料や部品の選定から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、CO₂排出が少なくなる製造方法等の選択
- ・ エネルギー消費効率の高い製品など、CO₂排出の少ない製品の製造

■ 通勤における公共交通機関等の利用

- ⇒ 各事業所の特性に応じ、従業員の理解と協力のもと、通勤時の公共交通機関・自転車の利用、徒歩などを積極的に推進

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策 ～第1節 県民生活に係る対策～

2 建築物に係る配慮

■ 最新技術や再生可能エネルギー等の積極的導入

- ⇒ 建築物の特性に応じ、再生可能エネルギーや未利用エネルギーなど、最新技術を活用し、「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)」「ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)」を推進



～ポイント～

建築規模に関わらず、「環境配慮計画書」を提出していただくよう、制度を拡大

■ テナント等事業者との連携

- ⇒ テナントビルの所有者においては、テナント等事業者と連携・協力し、当該ビル全体としての温室効果ガスの排出を抑制

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策 ～第1節 県民生活に係る対策～

3 交通・まちづくりに係る配慮

■ エコドライブの推進

- ⇒ ・ 環境に配慮した運転(エコドライブ)、ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車などのエコカーの利用
- ・ 従業員へのエコドライブ研修の実施



～ポイント～

事業に用いる車両台数に関わらず、「エコドライブ推進員選任届出書」を提出していただくよう、制度を拡大

■ 環境に配慮したまちづくり

- ⇒ ・ 公共交通機関の利用者の利便増進
- ・ 都市機能の集約の促進
- ・ 地域におけるエネルギーの面的利用(電気、熱等の融通)
- ・ 緑化の推進

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策 ～第2節 再生可能エネルギー等に係る対策～

■ 再生可能エネルギー等の積極的な利用

- ⇒ ・ 「創エネ・省エネ・蓄エネ」設備の導入、利用促進
- ・ 再エネや水素エネルギーに係る研究・技術開発の推進

■ エネルギーの地産地消・未利用エネルギーの有効利用

- ⇒ 再生可能エネルギーや「工場等からの廃熱」など未利用エネルギーを、地域の実情に応じ、効率的に利用

■ 水素エネルギーの最大限導入

- ⇒ ・ 研究開発、実用化の促進、サプライチェーンの構築
- ・ 水素社会の実現に向け、情報提供・普及啓発の実施

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策

～第3節 森林の吸収作用の保全等に関すること～

■ 森林整備・保全の推進

⇒ 地域で実施する緑化の取組みや、森林保全整備のボランティア等に積極的に参加・協力

■ 「カーボン・オフセット」の日常化

⇒ 事業活動や、会議・イベント開催に伴って発生する温室効果ガスのオフセット(埋め合わせ)の取組みを推進

※カーボン・オフセットとは...



家庭生活や事業活動に伴い、自らが排出する温室効果ガスのうちどうしても削減できない量の全部または一部を他の場所で排出削減量(クレジット)でオフセットすることを言います。
温室効果ガス排出削減計画書・報告書におけるクレジット算入も認められています。

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第3章 気候変動の緩和に係る対策

～第4節 フロン類等の排出抑制等に係る対策～

■ フロン類の排出抑制

⇒ ・ 法律(※)に基づき、適正な機器の管理、及びフロン類の充填・回収等
・ ノンフロン製品・低GWP製品の導入促進

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

■ 廃棄物の発生抑制 <3Rの推進・食品ロスの削減>

⇒ ・ 事業活動から発生する廃棄物について、3R(発生抑制・再使用・再生利用)を実施
・ 各家庭や飲食店、小売店において食品ロス削減に向けた取組み推進



※食品ロス削減の取組み
「おいしい徳島！食べきり運動」への参加
NPOと連携した「フードバンク活動」への参加

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第4章 気候変動の適応に係る対策

■ 適応に係る理解の促進

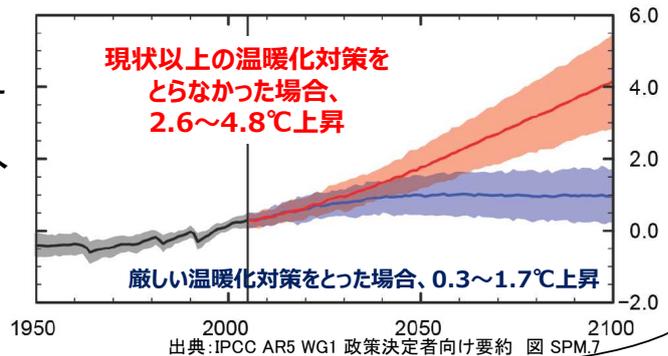
- ⇒ ・ 気候変動の影響についての理解促進
- ・ 適応の視点を組み込んだ事業展開
- ・ 適応策に資する製品や技術の開発

※「適応策」とは…

気候変動の影響の防止・低減のための備えと、新しい気候条件の利用を行う取組みを「適応策」と言います。多発する災害や渇水への対策、気温上昇に対応した農作物の品種改良などが例として挙げられます。



(参考)世界の平均気温の変化の予測
(1986年～2005年を基準とした21世紀末の変化)



【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

第5章 環境教育等の推進

「徳島地球環境を守る日」として
「4月22日」を設定

■ 環境教育等及び普及啓発

- ⇒ ・ 幼少期から、多様な方法により体系的に実施
- ・ 家庭、学校、職域などあらゆる場面で環境学習を実施
- ・ 人材の育成と活動・交流の機会を創出
- ・ 「環境活動連携拠点」の整備



■ 顕彰制度の創設

- ⇒ ・ 脱炭素型ロールモデルの情報発信、普及浸透
- ・ 気候変動対策に積極的に取り組む事業者の削減努力を「見える化」



～ポイント～

排出削減計画書や報告書等の
公表範囲を拡大

☆ 詳しくは、徳島県ホームページをご覧ください。

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例について」

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2016110200085/>

「温室効果ガスの『新たな削減目標』の設定と施策展開について

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2016121900134/>

「徳島県気候変動適応戦略について」

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2016110800025/>



<お問い合わせ>

徳島県県民環境部環境首都課 気候変動対策担当

電話:088-621-2210

E-mail:kankyousyutoka@pref.tokushima.jp